

対象年度		平成31年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		結城廃寺跡整備事業						予算事業名		結城廃寺跡整備事業費					
予 算 科 目		会計	01	款 10	項 05	目 06	事業 21	要求区分 政策経費	根拠法令	文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律					
総合計画体系		4未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり(教育・文						事業の区分	主要事業						
		4-4個性豊かな芸術文化の創造（芸術・文化）							重点事業						
		②郷土の文化財の保存と活用						担当課係等	生涯学習課						
事業期間		継続（平成13年度～平成32年度）							文化係						
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
国指定を受けた史跡の公有化により，史跡を将来に向けて安定的に保存していく。史跡公園として整備し，本市の歴史教育や観光事業に寄与するとともに，市民の憩いの場として利用できる拠点施設を形成する。								貴重な遺物・遺構等の出土に伴い，国指定史跡に指定され，保存活用の検討を行った結果，公有化と併せ史跡公園として整備する方針のもと事業化が図られた。							
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】							
○史跡指定区域内の民有地（用地）公有化 ・民有地の買い上げ（用地買収・移転補償）公有化率：H29年度末現在 96.11%，平成29年度に追加指定が認められた2筆（1913.89㎡）の公有化を実施。 ○史跡の維持・管理 ・史跡が整備されるまでの間，除草作業等の維持管理を行う。 ・公有化残置物件（基礎等）の処分 ○史跡整備に係る発掘調査 ○史跡保存整備関係協議会への参加及び情報交換 ○保存活用計画及び整備基本計画の策定（保存整備委員会開催含む） ・整備に係る国庫補助事業の採択に必要な要件となる保存活用計画を34年度まで，整備計画を35年度以降に策定する。								・国指定史跡結城廃寺跡附八幡瓦窯跡							
【平成31年度 事業内容】								【平成32年度 事業内容】				【平成33年度 事業内容】			
○史跡の維持管理 ○基準点用地借地 ○保存活用計画策定（継続） ○保存整備委員会開催(3回)								○史跡の維持管理 ○基準点用地借地 ○保存活用計画策定（継続） 計画策定委託200万 ○保存整備委員会開催(3回)				○史跡の維持管理 ○基準点用地借地 ○保存活用計画策定（継続） 計画策定委託300万 ○保存整備委員会開催(3回)			
■事業費															
				H29年度		H30年度									
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	44,866								
	県	支	出	金	0	0									
	地	方	債		0	0									
	そ	の	他		0	0									
	一	般	財	源	4,326	14,266									
歳入計（千円）				4,326		59,132									
歳 出 															

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	公有化面積（単年度買収面積）	㎡	目標	0.00	1,913.89	0.00
	史跡を将来に安定的に保存していくために、公有化を行う。		実績	0.00	0.00	0.00
	保存整備委員会の開催	回	目標	1.00	1.00	3.00
	公有化を行ったのちに史跡公園として整備するにあたり、適切な保存活用計画及び整備基本計画の策定に向けて協議を行う。		実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	公有化面積（現指定区域を分母）	%	目標	96.11	100.00	0.00
	史跡を将来に安定的に保存していくために、公有化を行う。		実績	96.11	0.00	0.00
	保存活用計画の策定	%	目標	0.00	20.00	40.00
	保存整備委員会において、史跡を安定的に保存し、広く活用するための基本方針である「保存活用計画」の策定を行う。		実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	史跡を将来にわたり安定的に保存していくため、公有化は最も適切な方法であり、今後の活用の面からも必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政以外には実施できない事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	現状の手段が公有化事業では一般的であり、問題はみられない。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	現状の手段が公有化事業では一般的であり、問題はみられない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	買い上げ単価は地目等によって定められており、受益者に偏りはみられない。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	公有化は順調に進んでいるが、整備が始まるまで、公有化した土地の維持管理にコストがかかる。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	進捗は順調であり、国史跡追加指定区域の公有化を実施している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
指定区域における公有化は、29年度に国指定範囲の追加指定が認められた2筆の公有化を30年度に実施する。史跡整備に着手するまで、公有化後の土地の維持管理の効率化が必要である。また、史跡整備をおこなう際に必須の、保存活用計画及び整備基本計画が策定されていない状態であり、早急に策定する必要がある。史跡整備実施前に、これまでの発掘調査の成果を報告書としてまとめ、整備を行うにあたって、不明確な部分については発掘調査を実施する必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
公有化した土地は史跡公園として整備が完了するまで、維持管理をしながら有効活用する。保存整備委員会を再開し、保存活用計画及び整備基本計画の策定にむけて協議をおこなっていく。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 追加指定区域の公有化が完了するため、史跡が整備されるまでの維持管理を行いつつ、保存活用計画及び整備計画（史跡公園整備等）の策定を行い計画的かつ段階的に整備を進めていく。また、導入できる補助金の検討を行っていく。
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。